

令和8年度 まんのう町高齢者新型コロナウイルス予防接種実施要領

(広域実施医療機関用)

1 対象者

町内に住所を有する(1)または(2)に該当する者

(1)接種日現在で65歳以上となる者

(2)接種日現在で60歳以上65歳未満の者で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの(身体障害者手帳1・2級程度)

2 実施期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日(休診日を除く。)

3 公費助成回数

1人につき1回

4 接種料金、自己負担金等

接種料金：15,600円(ワクチン代、税込)

自己負担金：4,600円※

予診の結果、接種できなかった者の診察料：1,790円

※生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は、次のいずれかの書類を提出することにより、自己負担金が免除(無料)となる。(別紙参照)

- ・令和8年度の介護保険料の通知書の2ページ目のコピー
- ・予防接種費用免除承認書
- ・介護保険負担限度額認定証のコピー※有効期限を確認すること。

5 接種等の流れ

(1)町は、対象者に広報、行政告知放送等で周知する。(1(2)60～64歳の障害者には、個別に送付する。)

(2)接種希望者は、次の書類及びマイナ保険証等を持参し、医療機関を受診する。

- ①インフルエンザ予防接種実施要領 1部
- ②予診票、説明書及び予防接種済証
- ③請求書及び被接種者名簿

(3)医療機関は、予診票及びマイナ保険証等により、本人確認を行う。

(4)医療機関は、予診票及び説明書を渡し、予診票の記入内容を確認後、接種を行う。

(5)接種後、医療機関は、被接種者より自己負担金を徴収し、予防接種済証を発行する。

6 委託料の請求

(1) 医療機関は、1か月単位で請求書及び被接種者名簿に予診票を添付して、翌月10日までに町へ請求する。

- ・生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者については、上記4に示す書類を添付する。
- ・予診の結果、接種できなかった場合は、予診票を添付する。

(2) 請求を受けた町は、内容を確認後、医療機関に30日以内に支払う。

7 その他

本要領に取り決めのない事項が生じた場合は、その都度協議して決める。

8 問合せ・請求書送付先

〒766-0015 仲多度郡まんのう町長尾501番地1 かりん健康センター内
まんのう町役場健康増進課 電話 (0877) 73-0126